

尾花沢市持続可能な観光地域づくりに関する支援業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

尾花沢市持続可能な観光地域づくりに関する支援業務

2. 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

3. 業務の目的

銀山温泉には国内外問わず多くの方が訪れており、特に冬期間やガス灯がともる夕方にはすれ違いが困難になるほどで、混雑による満足度の低下や観光客と住民の安全性への懸念といった問題が発生している。こうした問題に官民協働で立ち向かっていくため、本市では「尾花沢市持続可能な観光地づくり協議会」を立ち上げ、銀山温泉が目指す姿として「GINZAN is an ArtMuseum」というキャッチフレーズを掲げて、銀山温泉が「魅力的な観光地であり続けるため」「観光客から観光地として選ばれ続けるため」の取組みを進めている。

令和6年度に実施した銀山温泉の観光客を対象としたアンケート調査では、銀山温泉の旅行満足度は高い一方で、混雑の度合いが旅行満足度に影響を及ぼすことがわかった。また、混雑が原因で「思っていた銀山温泉らしい雰囲気ではなかった」と回答した割合は約半数、「銀山温泉を守るためなら積極的に費用を負担したい」と回答した割合は約4割であった。こうした結果から、観光客のニーズは「銀山温泉らしいノスタルジックな景観をゆったり楽しむこと」であるとともに、観光客にも「銀山温泉を守りたい」気持ちがあることが推察できる。

令和6年度の実施結果を踏まえた上で、今後も観光客のニーズに応えつつ、魅力的な観光地であり続けるためには、今年度は特に、①観光客に対して「銀山温泉の景観や環境に負荷を与えないよう配慮する行動を求める（レスポンシブルツーリズム）」ことで銀山温泉らしい佇まいを守り続けること、②歴史的景観の保全や付加価値の創出を追求し続けるために必要な財源を安定的に確保すること、を目的として取組みを進めていく必要がある。

他方、上述の取組みは国内外問わず複数の先行事例があり、それらの導入過程や反省などを踏まえた上で、本市にとって真に効果的な取組みにしなければならない。

本業務は、尾花沢市におけるレスポンシブルツーリズムの推進と新たな観光財源制度の導入に必要な業務に関して、伴走支援するものである。

4. 業務の内容

(1) レスポンシブルツーリズムの推進支援（銀山温泉での過ごし方のルールづくり）

①先進事例のデータ収集・分析

レスポンシブルツーリズムの取組みについて、先行的に実施している海外・国内事例（成功事例と失敗事例の双方）を収集し、導入経緯、取組み内容、取組み過程、推進体制、地域の目指す姿などについてとりまとめ、レスポンシブルツーリズムの推進

にあたってのポイントや留意点を分析すること。なお、先行地域へのヒアリング（2地域以上）を実施すること。

② 銀山温泉での過ごし方のルールづくりに向けた協議の実施

ルール（案）づくりに向けた協議の場（地域住民や観光関係者等が参加するワークショップ等）の企画・運営（全体工程の作成、参加者との連絡調整、議題の設定、会議資料・議事録作成など）、ニュースレター配信等を支援すること。（各種資料作成は公表用を含む。）

また、協議の場に参加し、ファシリテーター（司会進行）の役割を担うこと。（協議の場は4回程度設ける予定）

③ 銀山温泉での過ごし方に関するコンセプト設計とルール（案）提案

①、②を踏まえて、過ごし方に関するコンセプトを設計するとともに、そのルール（案）をとりまとめ、提案すること。

④ 情報発信に向けたコンテンツ造成

③に基づいたプロモーションツールを制作すること。

⑤ 情報発信及び今後の活用方法に関する提案

④で作成したプロモーションツールを用いて広く発信し、気運醸成を図ること。また、来年度以降の活用方法に関しても提案すること。なお、市が提供できる媒体としては、WEB ページ（市公式ホームページ、実証実験特設サイト）、デジタルサイネージがある。活用する場合は相談すること。

（2）新たな観光財源制度の導入支援

① 基礎データの収集・分析

本市の観光客の動向や観光収入等の現状に関する基礎的なデータを収集し、観光財源制度を導入するにあたっての課題を抽出すること。

② 先進事例のデータ収集・分析

持続可能な観光財源制度の導入について、先行的に実施している海外・国内事例を収集し、導入経緯、導入までの過程、推進体制などについてとりまとめ、観光財源の検討にあたってのポイントや留意点を分析すること。なお、先行地域へのヒアリング（2地域以上）を実施すること。

③ 有識者へのヒアリング

本業務の目的を達成する上で有益な意見を聴取することができる有識者に対して、ヒアリングを行うこと。（2名以上）なお、有識者が協議の場に参加することも想定しているため、その場合の費用（有識者への謝礼等）の一切は受託者にて負担すること。

④ 検討会等の運営支援

持続可能な観光財源制度に関する検討会等の企画・運営（全体工程の作成、参加者との連絡調整、議題の設定、会議資料・議事録作成など）を支援すること。（各種資料作成は公表用を含む。）

また、検討会等に参加し、ファシリテーター（司会進行）の役割を担うこと。（協議の場は4回程度設ける予定）

⑤持続可能な観光財源確保策（案）の提案

①から④を踏まえ、本市における観光財源確保策（案）を複数提案すること。なお、確保策（案）に関する法令等への対応方針についても明示すること。

⑥地域事業者（観光関連）へのアンケート調査

⑤の確保策（案）について、地域事業者（観光関連）へのアンケート調査を実施し、制度導入に対する意見のとりまとめと、そこから見えてきた課題を整理すること。なお、観光産業（観光関連）は裾野が広いため、影響を受けると考えられるさまざまな事業者から意見を聴取できるよう工夫すること。

⑦制度導入に向けた課題・方針等の整理

①～⑥を踏まえ、課題及び方針、ロードマップ、推進体制等を整理すること。その際、必要となる手続き等についても明示すること。

(3) その他

前述の（１）（２）の業務を効果的に進めることができる体制を組織すること。

また、前述の（１）（２）の業務に加え、公募型プロポーザル方式による企画提案プレゼンテーションの場において、受託者が提案した全ての内容を本業務に反映すること。

なお、（１）（２）ともに検討会等での協議過程において、想定している業務内容に変更、または追加が生じる可能性があることに留意すること。

5. 成果品

- (1) 業務完了報告書（製本２部及び電子データ（編集可能なものに限る。））
- (2) 银山温泉での過ごし方のルールに関するプロモーションツール
- (3) 4.（１）（２）に係る今後市が立案すべき施策に関する提案書（製本２部及び電子データ（編集可能なものに限る。））
- (4) 各種調査で取得したデータ一式（編集可能な電子データ）
- (5) その他、発注者が指示するもの

6. 業務遂行上の注意・留意事項

- (1) 契約締結後速やかに、業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載したもの）を提出し、市の承認を受けること。また、実施項目の具体的進め方については、実施前に双方協議すること。
- (2) やむを得ない事情により計画変更が発生又は発生が予測される場合は、速やかに市と協議すること。また、必要に応じて、計画変更申請書を提出すること。
- (3) 業務委託における資料、根拠等は全て明確にしておくこと。
- (4) 本業務の受託者は、業務の一部を第三者に再委任し、又は請け負わせようとするときは、再委託先の概要及び受託者との役割分担を明らかにし、あらかじめ市の承諾を得なければならないこと。

7. その他

- (1) 本業務の遂行に当たっては、地方自治法等の関係法令を遵守すること。

- (2) 本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (3) 本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないこと。また、契約期間終了後又は契約解除後においても、同様とすること。
- (4) 本業務の成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む）所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保分」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。
- (5) 成果物は委託者が自由に二次使用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとし、成果物の二次使用に関して、委託者にいかなる制限も課さないものとする。
- (6) 使用する写真素材等については、インターネット上でも発信することから、著作権等（肖像権含む）に十分配慮し、二次的著作物に関する権利も譲渡の対象とし、二次利用が可能なものとする。
- (7) 委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。
- (8) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (9) 仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と受託者が協議の上、定めること。